

国自環第123号
国自旅第192号
国自貨第100号
平成29年11月13日

自動車局環境政策課長
自動車局旅客課長
自動車局貨物課長

平成29年度低公害車普及促進対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

平成29年度低公害車普及促進対策費補助金の執行については、「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」（平成29年3月31日付け国自環第255号、国自旅第411号、国自貨第176号。以下「交付要綱」という。）及び「低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針」（平成29年3月31日付け国自環第256号、国自旅第412号、国自貨第177号）によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第4条別表）

平成29年11月20日から平成29年11月30日まで

（2）通常申請（交付要綱第5条第1項）

①申請対象車両 平成30年2月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、CNG自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 平成29年12月15日から平成30年1月12日まで

（3）実績申請（交付要綱第5条第3項）

①申請対象車両 原則として、平成29年4月1日から平成30年1月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、平成29年12月15日までに登録されたものにあつては、平成30年1月12日までを申請受付期間とする。